

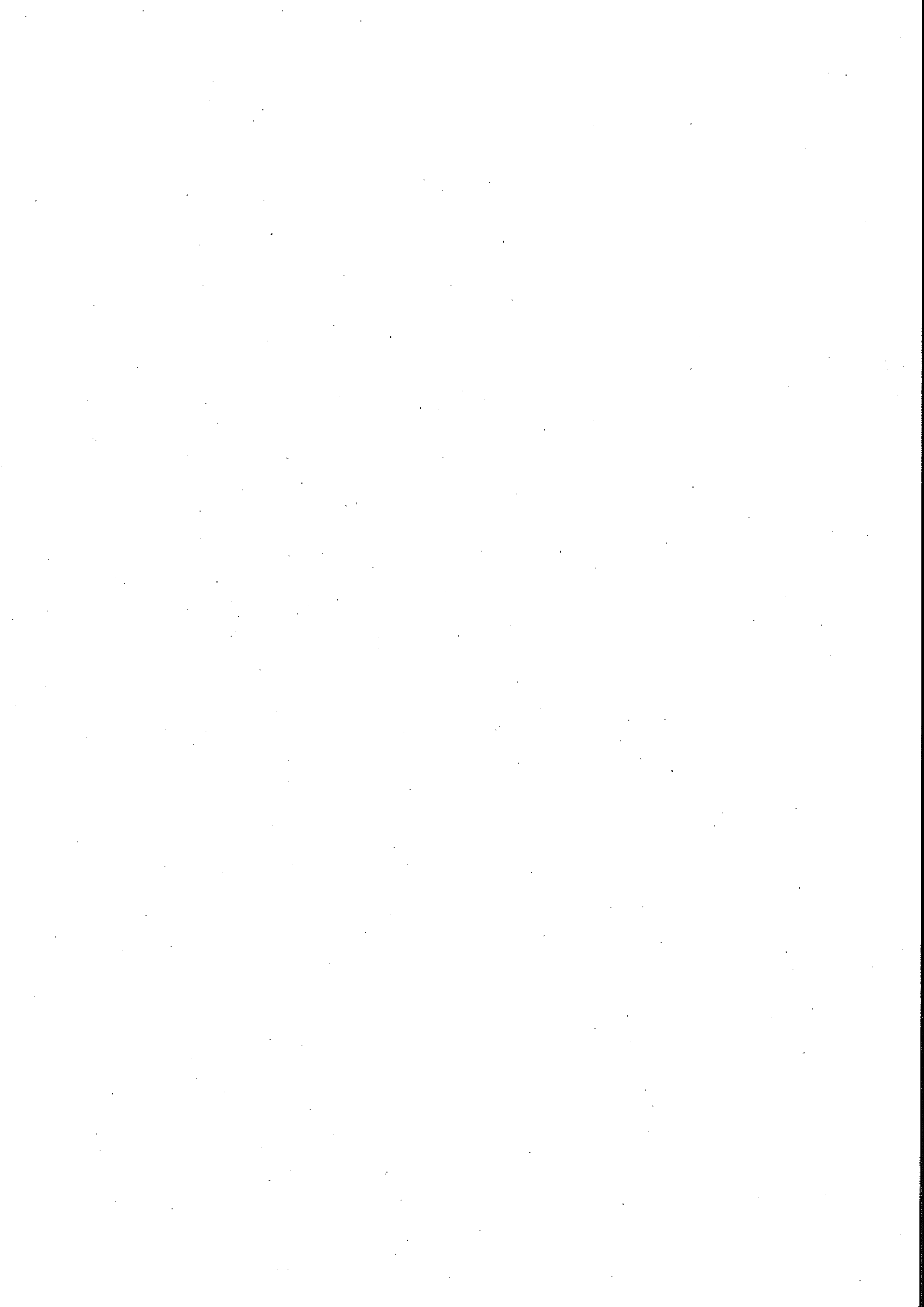
報告第14号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和5年9月1日提出

佐野市長 金子 裕



専決第10号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	車両損傷事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和5年6月15日(木) 午前10時頃 場所 佐野市田沼町593番地先
3 発生時の状況	相手方車両が市道1096号線を走行中、側溝の上を通過した際、グレーチングが跳ね上がり、車両底部の燃料タンク周辺を損傷した。
4 相手方	住所 [REDACTED] 氏名 [REDACTED]
5 損害の内容 及び額	車両修繕費 99,522円
6 和解日	令和5年8月3日
7 略図	